

## 厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案18件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第9号 横手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 横手市児童館設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「菅生田児童館について、町内会が払い下げを受けてから修繕するのか」との質疑に対し、当局より、「平成29年度予算で修繕は終えている。そのうえで払い下げしようとするものである」との答弁がありました。

このほか、「指定管理料の取り扱い」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「認定こども園については、国でもはっきりした方針がないまま走りながら検討しているということを認めている。横手市では円滑に運営されているのか」との質疑に対し、当局より、「横手市の認定こども園の状況は、かつて幼稚園だった4か所が幼稚園型認定こども園として運営している。県と市が監査を行っているが、概ね適正に運営されている状況である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 横手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改

正する条例 について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「制度改正される理由について」の質疑に対し、当局より、「国民健康保険も後期高齢者医療も本来であれば住所地の自治体や後期高齢者医療広域連合が保険者となるが、施設入所や入院のために住所を異動した場合、施設や病院のある自治体及び後期高齢者医療広域連合の負担が大きくなる。このような負担の不均衡を是正するため、異動前住所地の保険者において資格適用することになったものである」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「国保の県統一化後の事業運営に関する協議会の位置付けはどうなるのか」との質疑に対し、当局より、「県にも国保運営協議会が設置されているが、当該条例に規定する国保運営協議会はあくまでも横手市に属する運営協議会である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 横手市介護保険条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「介護保険制度ができた当初は国が保障すると言ったにもかかわらず、保険料がどんどん上がっていく。横手市では基金の取り崩しにより上昇を抑えてくれているが、もう少し取り崩せないものか。また、保険料の段階をより細かく設定できないか」との質疑に対し、当局より、「介護保険は一般会計からの繰り入れができず、また不測の事態に備えるため基金を残す必要がある。保険料の段階については基本が9段階と定められており、市独自には細かく変更することはできない。ただし、所得の多い方に保険料を多く負担してもらおう区分として第10段階を増やして設定している」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 横手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「制度改正の目的について」の質疑に対し、当局より、「障がい者施設が介護保険事業の指定を受けることにより、利用者が引き続き同じ施設で同じ職員からの処遇を受けて生活できるようになるのが一番の大きな目的である」との答弁がありました。

また、「介護医療院はどのようなシステムか」との質疑に対し、当局より、「介護医療院は、長期療養医療が必要な要介護者のための生活の場である。病院からの移行が考えられるが、指定権者は県となっており、昨年県が実施したアンケートでは横手市での希望はなかったと聞いている」との答弁がありました。

このほか、「制度改正に関する事業所への周知方法」についての質疑がありました。

討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、「国自体が走りながら制度を作っているため、地方自治体には気の毒であり、一番気の毒なのはやはり市民である。市民にとって不確かな面を市がどのようにしてうまく取り組んでいくのかを、もっと当事者たちと一緒にになって議論して決めていただくということを前提にお願いして賛成する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 権利の放棄について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「相談体制はどのようになっていたのか」との質疑に対し、当局より、「本人とは分割納付の誓約やいろいろな相談をしており、地域包括支援センターとも連携して協議も行っていた。本人の病状が芳しくないこともあり、成年後見人をつける方向で話も進んでいたがこのような結果となった」との答弁がありました。

また、「世帯分離や高齢者のみの世帯の増加により、このようなケースは今後増えると思う。市が受け持つ最後のセーフティネットとして仕方がないことではあるが、そこに税金を投入せざるを得ないということに

対してどのような対策を考えているのか」との質疑に対し、当局より、「滞納のある方については、少額でもよいので分割で納付していただく誓約をいただいている。また、短期給付等、医療費を軽減するさまざまな制度の利用について病院側と行政側で情報交換をしながら患者さんが困らないように対応しており、引き続き取り組んでいきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 平成29年度 横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 平成29年度 横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「保険基盤安定繰入金が減額となったのは、所得が増えたことにより軽減対象者の数が減ったためとのことだが、詳細な状況はどうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「保険基盤安定の交付金は、保険料収入を補てんする制度であり、所得が下がれば軽減対象者が増え補てん額が大きくなり、所得が上がれば軽減対象者が減り一定の収入が確保できるため補てん額が小さくなる。以前は大雪による農業被害の影響もあり所得が減少傾向にあったが、最近は上向きに転じ、軽減対象となる方が減ったため、保険料収入が増え国からの交付金が減っている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号 平成29年度 横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 平成29年度 横手市障害者支援施設特別会計

補正予算（第2号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「体育館耐震補強工事の入札が成立せず、来年度実施するとのことだが、指定管理となった場合どのような対応になるのか」との質疑に対し、当局より、「建物は市所有のままであり、指定管理の協定の中で1件50万円以上の修繕は市が行うこととなっているため、市の一般会計に予算措置して対応していく予定である」との答弁がありました。

このほか、「指定管理後の人員体制」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号 平成29年度横手市病院事業会計補正予算（第5号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「債務負担行為の廃止に関し、院内保育所を直営化することとなったいきさつについて」の質疑に対し、当局より、「平成30年度以降の業務委託に向けプロポーザルを実施したが、提案金額が債務負担行為の設定金額を超えたため、契約に至らなかった。医師、看護師確保の面で重要な事業ではあるが、第一義は医業であり、院内保育所に多額の費用をかけることは、病院経営への影響も懸念される。よって、経費を抑えた運営が可能な直営化を選択した」との答弁がありました。

このほか、「病院事業看護師等奨学金の申し込み状況」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 平成30年度 横手市国民健康保険特別会計予算及び議案第49号 平成30年度 横手市後期高齢者医療特別会計予算の2件については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、いずれも起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 平成30年度 横手市介護保険特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「横手市の介護用品支給券の支給要件は、近隣自治体と比較して厳しいのではないか」との質疑に対

し、当局より、「基本的には介護が大変な方に対する給付と考えている。要介護度1または2では介護用品を使用していない方も多く、特別養護老人ホームの入所要件が要介護度3でもあることから、横手市ではそこを基準としている」との答弁がありました。

また、「施設に比べて在宅介護は大変であり、助け合いの精神だけではクリアできない課題である。限られた予算の中でソフト的な部分に光を当てた予算であってほしいと思うがどう考えるか」との質疑に対し、当局より、「現段階では高齢者が増えているが、数年後には減少する可能性があり、新たな施設を増やすという議論にはなっていない。また、国の制度自体が在宅の方にシフトしている状況にあり、そこにどうスポットを当てていくかが非常に重要である。福祉に使う予算については、どこを増やすか、どこが減らせるかという議論を詰めていく必要がある」との答弁がありました。

このほか、「介護予防サービスの種類」、「成年後見制度の利用状況と財源」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号 平成30年度横手市市営介護サービス事業特別会計予算 についてでは、「施設の利用状況と職員の充足状況」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 平成30年度横手市病院事業会計予算 について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「大森病院の予算編成が小規模に見えるが、地域医療構想の影響か」との質疑に対し、当局より、「病床利用率等が低下している実態に基づいて、経営が成り立つように設定した予算であり、地域医療構想による機能の見直しなどの影響ではない」との答弁がありました。

このほか、「給食業務委託の契約期間について」の質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のと

おり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。  
よろしくご審議の程お願いいたします。